

登園届 並びに 意見書について

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発生や、流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

入園児がよくかかる下記の感染症については、かかりつけ医師の診断に従い、『登園届』または、『意見書』の提出をお願いいたします。

なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園できるよう、ご配慮下さい。

○登園届 (医師の診断を受け、保護者が記入する)の必要な感染症

溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・伝染性紅斑(りんご病)・手足口病・RSウイルス感染症・ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)・ヘルパンギーナ・帯状疱疹・突発性発疹・伝染性膿痂疹(とびひ)

○意見書(医師の診断を受け、医師が記入する)の必要な感染症

麻疹(はしか)・風疹・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・結核・百日咳・咽頭結膜炎(プール熱)・流行性角結膜炎・百腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)・インフルエンザ※1・急性出血性結膜炎・侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

※医師に『意見書』を記入していただく際、有料の場合もあります。

※1 インフルエンザの意見書を記入いただけなかった場合は、「インフルエンザ回復届」を代わりにご提出ください。

登園届 並びに 意見書について

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発生や、流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

入園児がよくかかる下記の感染症については、かかりつけ医師の診断に従い、『登園届』または、『意見書』の提出をお願いいたします。

なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園できるよう、ご配慮下さい。

○登園届 (医師の診断を受け、保護者が記入する)の必要な感染症

溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・伝染性紅斑(りんご病)・手足口病・RSウイルス感染症・ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)・ヘルパンギーナ・帯状疱疹・突発性発疹・伝染性膿痂疹(とびひ)

○意見書(医師の診断を受け、医師が記入する)の必要な感染症

麻疹(はしか)・風疹・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・結核・百日咳・咽頭結膜炎(プール熱)・流行性角結膜炎・百腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)・インフルエンザ・急性出血性結膜炎・侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

※医師に『意見書』を記入していただく際、有料の場合もあります。

※1 インフルエンザの意見書を記入いただけなかった場合は、「インフルエンザ回復届」を代わりにご提出ください。

登園の際には、下記の登園届の提出をお願い致します。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届 (保護者記入)

アイリス保育園長 殿

組名 _____

児童名 _____

年 月 日 医療機関【 _____

】において

下記疾患の診断を受けました。

症状が回復しましたので、登園いたします。

年 月 日

保護者名 _____

印

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人ひとりの子どもが快適に生活できることが大切です。

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願い致します。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症 (注)罹患した感染症に○を記入してください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬服用後 24~48 時間以上経過した後
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳等の症状が安定した後
伝染性紅班 (りんご病)	発疹出現前の1週間程度	全身状態が安定してから
手足口病	発症後数日間 (便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	解熱し、普段の食事がとれることを確認後
ウィルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状がある場合、症状消失後1週間程度 (便中には数週間ウイルスが出続ける)	下痢・嘔吐等の症状が治まり、普段の食事がとれることを確認後
ヘルパンギーナ	発症後数日間 (便中には1か月程度ウイルスが出続ける)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれることを確認後
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が安定した後
帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化してから
突発性発疹	発熱している間	解熱し、機嫌が良く全身状態が良くなってから

○医師の診断は必須ではないが、受診をおすすめする感染症

(注)医療機関への受診をせず、登園届を提出する際は、医療機関欄を空欄にしてご提出してください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
伝染性膿痂疹 (とびひ)	効果的治療法開始後まで	皮膚が全て乾燥してから
アタマジラミ	産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間は10~14日間	駆除を開始後

意見書

アイリス保育園長 殿

組名 _____ 児童名 _____

病名【 _____ 】

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と診断します。

年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____ ⑩

(注)◎保護者の方へ

1. 文書料は、医療機関により異なる場合があります。詳しくは、受診される医療機関へお問い合わせください。
2. 下記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」をご提出ください。

※かかりつけ医の皆様へ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願い致します。

病名	感染期	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現したあと4日後まで	解熱した後 3日(解熱した日を0日目とする)を経過してから
インフルエンザ	発症がある期間 (発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症後5日(発症した日を0日目とする)を経過し、かつ解熱後3日(解熱した日を0日目とする)を経過してから
風疹（三日はしか）	発疹出現の前7日から7日後くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹発現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	発疹がすべて痂皮(かさぶた)化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
咽喉結膜熱（プール熱）	発熱、目の充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消え、2日経過してから
流行性角結膜炎（はやり目）	目の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	症状がある間 (ウイルスは便から数週～数か月排出される)	医師により感染の恐れがないと認められた後
百日咳	咳が始めて2週間くらい (抗菌薬を服用しない場合、咳が出てから3週間を経過するまで)	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157,O-26,O-111等)	症状がある間 (適切な治療を受け、便に菌が出なくなるまで)	症状が治まり、かつ抗菌薬治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便で菌陰性が確認されてから
結核	痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認められた後
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	症状がある期間(適切な治療を受け、菌が出なくなるまで)	医師により感染の恐れがないと認められた後